

第3章 今後の施策

第3章 今後の施策

基本目標1 地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる

1-1 住民が参加しやすい環境づくり

1. 地域福祉に関する啓発・参加促進

■ 市の取り組み ■

①自治会情報や地域活動の情報発信

○市の広報誌、ホームページ、コミュニティFM等を活用し、地域福祉意識の高揚を図るとともに、自治会情報の発信、ボランティア活動に関する情報提供を行う等、住民が自治会活動やボランティア活動について知ることで地域参加しやすい環境づくりを行います。

②地域を知る機会の提供（文化、伝承、歴史）

○社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動への興味・関心を高める取り組みに努めます。
○地域に愛着を持つことで地域活動参加へのきっかけとなるよう、地域の文化、芸能、歴史等についての情報発信に努めます。

■ 社協の取り組み ■

①自治会情報や地域活動の情報発信

○社協ホームページ、社協だより、フェイスブック等を活用し、自治会の活動状況や様々な世代が参加できる福祉活動の紹介など、地域福祉に係る情報提供や啓発を行います。
○ホームページやマスコミ等を活用し、住民主体による福祉活動の実践や参加者の声等を発信し、地域福祉意識の高揚を図ります。



2. 住民参加・交流機会の拡大

■ 市の取り組み ■

①各種イベント機会の確保・提供

○市が開催するまつりやスポーツ大会などの各種イベント機会を通じて、住民が参加する機会を設け、地域住民同士がふれあえるように努めます。

②居場所づくりの推進

○地域のミニデイサービス等の「高齢者の居場所」、放課後児童クラブや児童館等の「子どもの放課後の居場所」、地域活動支援センター等の「障がい者の居場所」など、それぞれの対象に合わせた居場所づくり及び取り組みの周知広報による利用促進を推進します。

③様々な交流機会の提供

○障がいのある住民や高齢者との交流等により、相互理解を深め多様な立場の人に応じた支援の在り方を学び合う場の提供を行います。

○子どもたちと高齢者のふれあいの場を設けるなど、世代間交流の機会づくりを推進します。

○地域や企業等が地域行事やボランティア活動に参加し、福祉意識を高めていく機会を設けていきます。

■ 社協の取り組み ■

①各種イベント機会の確保・提供

○社協で開催する各種イベント機会を通じて、住民が参加する機会を設け、地域住民同士がふれあえるように努めます。

②居場所づくりの推進

○ミニデイサービス事業などを実施し、それぞれの対象にあわせた居場所づくりを推進します。

○地域活動支援センターの機能を活かして障がいのある住民やその家族が気軽に立ち寄れる場を提供します。

○個々の地域の実情を考慮しながら、ミニデイサービスと連携し子どもから高齢者まで誰でも集える居場所づくりに取り組みます。

③様々な交流機会の提供

○高齢者のミニデイサービスや障がい者ふれあい交流会を開催し、住民や高齢者・障がい者等との交流により、相互理解を深め多様な立場の人を受け入れる環境づくりを推進します。

○子どもたちと高齢者のふれあいの場を設けるなど、世代間交流の機会づくりを推進します。

1-2 福祉意識の向上推進

1. 子どもたちへの福祉教育の推進

■ 市の取り組み ■

①子どもたちの福祉教育の充実

○学校教育と社会福祉協議会等が連携し、やさしい心を育む福祉教育の充実を図ります。

②体験活動の充実

○学校教育と社会福祉協議会等が連携し、高齢者や障がいのある住民との交流、ボランティア活動等の体験を通して、思いやり、助け合う意識の醸成に努めます。

○大学・専門学校等、福祉人材養成教育機関からの相談援助実習の受け入れを進めます。

■ 社協の取り組み ■

①子どもたちへの福祉教育機会の提供

○ボランティア活動推進校を指定し、体験活動や福祉講話などを実施することにより、子どもの思いやりの心を育み、ボランティアや福祉への関心を高めるように図ります。

○大学・専門学校等、福祉人材養成教育機関からの相談援助実習の受け入れを進めます。

2. 市民への福祉教育の推進

■ 市の取り組み ■

①福祉講演会や体験機会の提供

○福祉に関する講演会等を開催し、福祉意識の啓発に努めます。

○身近なことからボランティア活動を始めていくことができるよう、福祉教育、体験学習を通して地域福祉活動に取り組む啓発活動を推進します。

○公民館講座等の一部に福祉関連事業を取り入れ、生涯学習と連携した福祉教育を進める等、地域の福祉を担う人材の育成に向けた取り組みを進めます。

②福祉週間や月間による福祉意識の啓発

○児童福祉週間、障がい者週間、人権週間等の機会を通じ、地域福祉に対する啓発活動を行います。

■ 社協の取り組み ■

①福祉講演会や体験機会の提供

○福祉に関する講演会等を開催し、福祉意識の啓発に努めます。

○幅広い年齢層に対し福祉のこころを広げていくため、市民に対する福祉体験機会やボランティア体験機会を設け、福祉教育に寄与するように努めます。

②福祉週間や月間等による福祉意識の啓発

- 児童福祉週間、障がい者週間、人権週間等の機会を通じ、地域福祉に対する啓発活動を行います。
- 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動などの機会を通じて、支え合いの心を育み、福祉意識の向上や理解・関心が高まるように努めます。

1-3 福祉活動の拠点の充実

1. 自治会公民館の充実

■ 市の取り組み ■

- 身近な地域における地域福祉活動の拠点、住民のふれあいの場である自治会公民館について、ムラヤー構想などと整合性をとりながら、公民館等の整備や機能の拡充・強化に向けた取り組みを支援します。

2. 公的施設の活用による拠点の確保

■ 市の取り組み ■

- 各福祉センターの利用状況や利用できるスペース等を考慮しつつ、地域住民のコミュニケーションを高める場としての利用を推進します。
- 地域の高齢者等が住み慣れた地域で明るく元気に暮らしていけるように、多様な活動の場を提供し、安心・安全な居場所づくりに努めていきます。



1-4 福祉活動に携わる(支援する)人材の育成・確保

1. 地域の人材の掘り起こし

■ 市の取り組み ■

- 社会福祉協議会、福祉関係団体との連携により講座や研修会等を開催し、各種福祉人材の育成支援に取り組みます。(認知症サポーター養成講座など)
- より多くの住民の参画を目指し、自治会、関係機関、老人クラブ、女性会、青年会などと連携した人材の育成・確保に努めます。

■ 社協の取り組み ■

- 各種講座や研修会等を開催し、福祉人材の育成支援に取り組みます。(ファミリーサポートセンターのサポーター養成講座など)
- 地域人材の協力を得て展開している事業等において、事業の周知や「関わる人」としての参加呼びかけを行い、地域人材の確保に努めます。(介護支援ボランティアポイント制度、ミニデイサービス、ボランティア など)

1-5 ボランティア活動の推進

1. ボランティア人材の確保(周知など)

■ 市の取り組み ■

- ボランティアの確保のため、教育委員会や社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報の提供、ボランティアにかかわっている人の声の発信などに努めます。
- ボランティアコーディネーターの配置支援により、人材の確保を推進します。

■ 社協の取り組み ■

- ボランティアに参加したい人が参加しやすいように、ボランティア情報誌を発行するとともに、社協ホームページや社協だより、SNSを活用したボランティアに関する情報の発信を積極的に行います。
- ボランティアのマッチングが速やかに行われるように努めます。
- ボランティアコーディネーターを配置し、人材の掘り起こしを行います。
- 身近な地域におけるボランティアセンターの配置を検討し、気軽に参加できる環境づくりに努めます。

2. ボランティアの育成、資質向上

■ 市の取り組み ■

○ボランティア育成に向けた研修会の開催、講師の派遣等の技術的支援を行います。

■ 社協の取り組み ■

○ボランティア育成に向けた研修会の開催、講師の派遣等の技術的支援を行います。

3. ボランティアの活動支援

■ 市の取り組み ■

○ボランティアコーディネーターの配置支援や、ボランティア活動への支援を行い、社会福祉協議会と連携したボランティア活動の推進を図ります。

■ 社協の取り組み ■

○ボランティア活動に対する情報の共有化を図り、活動しやすい環境づくりを進めます。
○円滑な活動を支援していくため保険の加入や民間の助成金申請等の活用を推進します。

4. ボランティアセンターの機能強化

■ 市の取り組み ■

○社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズ把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネートの強化等によるボランティアセンターの機能充実を図ります。

■ 社協の取り組み ■

○ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動への参加促進、活動状況の広報、ボランティアコーディネーターの資質向上等によるコーディネートの強化など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

基本目標 2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる

2-1 情報提供の充実

1. 保健福祉サービス各種制度の広報等の情報提供

■ 市の取り組み ■

- 広報誌、市公式ホームページ、コミュニティFM、関係各課が作成している情報誌関係、SNSなど、様々な方法での情報提供に努めます。
- 市の各課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び関係機関との連携により、保健福祉に関する情報を共有しながら関係機関を通じた情報発信も協力いただくように努めます。

■ 社協の取り組み ■

- 社協だより、社協ホームページによる情報発信を行います。
- 市や民生委員・児童委員及び関係機関との連携により、保健福祉に関する情報を共有しながら関係機関を通じた情報発信も協力いただくように努めます。
- 課題・ニーズをもつ住民に対し、地域福祉コーディネーターを核とした支え合いの仕組みを通じ、必要な福祉情報を提供する仕組みを構築します。

2. 情報バリアフリー化の推進

■ 市の取り組み ■

- 情報入手に支援を必要とする障がい者等が、十分な情報を入手する方法を検討し、推進します。また、多言語対応などにも努めます。

■ 社協の取り組み ■

- 市内の音訳サークルとの連携により障がいのある住民に対し、「声の広報」の配布を通して情報・コミュニケーション支援の充実を図ります。また、声の広報の周知広報に努め、必要な人が利用できるような進めます。

2-2 包括的ケアシステムの構築

1. 相談サービスの向上

■ 市の取り組み ■

①相談窓口や相談機関の周知

- 広報誌やホームページ等による相談窓口の周知を行うほか、相談先が利用者にわかりやすいよう、相談内容に応じた関係機関の役割を紹介する等各種ニーズに対応する相談窓口の周知を図ります。

②相談機能の向上（資質向上）

- 各相談員の研修参加等による相談の資質向上及び関係機関等との連携の強化を図ります。
- 福祉部門以外の税金、公共料金等の収納事務を行う窓口において、滞納事案などから経済的な困窮等が生じていないかをキャッチし、的確に支援につなげるなど、職員の窓口対応の技術向上を図るとともに、個人情報取り扱いや対応についての体制整備を推進します。
- 来所、電話、インターネットなどの様々な媒体を活用した相談窓口を整備する等、相談者が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員、身体障害者・知的障害者相談員、母子保健推進員など、地域における各種相談員の資質の向上を図るほか、市から各種情報の提供を行い、身近な地域で適切な相談や情報提供が行えるように進めます。

③包括的相談支援の体制づくり

- 一人ひとりの複合的な課題や世帯全体が多様に抱える課題に対し、包括的に対応し自立や支援につなげていけるように、関係課や関係機関との連携強化や支援への円滑なつなぎを行う包括的相談支援体制(全世代・全対象型地域包括支援)づくりを進めます。
- 包括合同会議(福祉部内の相談員、社会福祉協議会・地域包括支援センター・他が参加)を開催し、情報共有と必要な「つなぎ」を行っていく連携を図ります。

■ 社協の取り組み ■

①相談窓口の周知

- 社会福祉協議会の「ふくふく相談所」(福祉総合相談)や障がい者のための相談支援事業等について、周知広報を行います。

②相談機能の向上（資質向上）

- 社会福祉協議会が実施している相談について、職員の研修参加等による資質向上に努めます。

③包括的相談支援の体制づくり

- 市の包括的相談支援体制と連携しながら、家族支援を行うように支援展開を図ります。
- 包括合同会議への参加により、包括的相談支援のための情報共有を図ります。

2. サービスの包括的提供体制整備

■ 市の取り組み ■

①公的サービスの充実

○現在実施している保健福祉の各分野別計画に基づき、委託事業所やサービス事業所等とも連携しながら、各種サービスの提供量の確保及び質の向上を行うとともに、住民ニーズを踏まえたサービスの充実・見直しを行います。

②福祉個別分野の地域包括ケアシステムの構築

○高齢者の介護保険において、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「地域包括ケアシステム」の体制づくりを推進し、介護や介護予防、医療、生活支援等が一人ひとりの状況により多面的に提供できるように努めます。

○精神障がい者も含めた障がい者が地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図り、相談、障害福祉、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域助け合いを包括的に提供できる体制を整備します。

○子どもと子育て家庭に対し、妊娠期からの切れ目ない支援を提供していくため、母子健康包括支援センターを核とした子育て家庭の包括的な支援の構築を図ります。

③庁内各課や関係機関との連携による包括的支援

○複雑、多様化する個別課題や世帯の課題に対応するため、各課や各関係機関との連携・つながを一層強化し、サービス等提供していくように進めます。

④インフォーマルサービスの支援や連携

○介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービス(市内のNPOや個人が実施している支援活動)について、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービス(市内のNPOや個人が実施している支援活動)との情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。



■ 社協の取り組み ■

①福祉サービスの充実

- 市より委託を受けている福祉サービス内容を充実します。
- 社会福祉協議会が独自で提供しているサービス内容を充実します。

②福祉個別分野の地域包括ケアシステムの構築

- 介護保険や障がい者福祉、子育て支援における地域包括ケアシステムの構築と推進について、市と連携するとともに、支援者が必要な人や家庭の様々な保健福祉ニーズに対応するために、社会福祉協議会のもつネットワークを活用し、分野横断的な連携を強化します。

③市や関係機関との連携による包括的支援

- 複雑、多様化する個別課題や世帯の課題に対応するため、市や地域の関係機関との連携・つながりを一層強化し、サービス等提供していくように進めます。

④インフォーマルサービスの支援や連携

- 介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービス(市内のNPOや個人が実施している支援活動)について、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。
- 地域のインフォーマルサービス(市内のNPOや個人が実施している支援活動)との情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。



2-3 生活困窮世帯への支援充実

1. 生活保護の適正実施

■ 市の取り組み ■

- 経済的に困窮する人への自立支援及び生活の安定を図るために、生活保護の給付と制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、関係機関との連携のもとで必要な相談支援を行います。

2. 生活困窮世帯への自立支援

■ 市の取り組み ■

①生活困窮世帯への相談の充実

- 生活困窮世帯の自立支援や就労支援に係る相談について、市で設置しているパーソナルサポートセンターにおいて対応するとともに、センターの周知及び相談の充実を図ります。

②生活困窮世帯のための経済的支援・自立支援

- 生活困窮世帯の自立に向けて、一時的な経済支援等を行い、生活の安定と就労の確保を支援します。(一時生活支援事業、住宅確保給付金など)
- 関係課や関係機関(商工観光課等やハローワーク)と連携し、生活困窮世帯が就労につながり自立していけるように支援の強化を図ります。

■ 社協の取り組み ■

①生活困窮世帯の把握及び経済的支援・自立支援

- 地域における生活困窮者世帯調査による対象者の把握を行い生活困窮者を把握し、支援につなげていきます。
- 一人ひとりのニーズにあった自立支援策を提供するために、柔軟に対応できる食糧支援や経済的な支援に努めます。
- 低所得者の生活を必要に応じ、経済的に支えるために、「生活福祉資金」を利用し、その世帯の組織的自立、生活意欲の助長・促進等安定した生活を送れるよう支援します。
- 経済的に支援を必要とする世帯に対し、歳末たすけあい義援金を支給します。
- 火災等で緊急に支援が必要になった世帯への見舞金支給など、緊急な支援を要する人へ法外援護活動を実施します。

3. 子どもの貧困・孤立対策の推進

■ 市の取り組み ■

①生活困窮世帯の子の居場所づくりの推進

○生活困窮世帯の子の支援のため、貧困対策支援員を配置し相談等を受けるとともに、居場所を確保し、食事提供や等を行います。

②生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり

○生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、インフォーマルサービス(市内のNPOや個人が実施している支援活動)とも協力し合いながら生活困窮世帯の子の支援を図ります。

③就学援助制度の周知・普及

○経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

■ 社協の取り組み ■

①生活困窮世帯の子の居場所づくりの推進

○生活困窮世帯の子を対象に、安心して過ごせる生活の機会・居場所を確保するとともに、食事提供や学習支援を行います。

○居場所づくりの学習支援等に関わるボランティアの確保に努めます。

○支援が必要な子が居場所を利用できるように、関係課及び関係機関の連携を図ります。また、保護者へのアプローチや支援にも努めます。

②学習支援等の提供

○家庭の事情で、高校受験の模擬試験を受けることが厳しい子を対象に、模擬試験費用の支援を行います。また、利用促進を図るため、事業の周知に努めます。(受験生チャレンジ応援事業)

○生活困窮世帯がファミリーサポートセンターを利用する際の利用料の軽減を行い、子どもを預ける際の支援を行います。(利用者負担軽減事業)

2-4 権利擁護の推進

1. 権利擁護に関する啓発

■ 市の取り組み ■

- 人権尊重に対する意識を深める啓発活動を推進し、偏見や差別意識を持たない環境づくりを進めます。
- 学校教育、生涯学習並びに関係機関と連携した人権教育や権利擁護に関する相談を実施します。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待など、深刻な人権侵害について、関係機関と連携して、意識啓発や予防、早期発見・早期対応できる環境整備に努めます。

■ 社協の取り組み ■

- 権利擁護に関する情報について、社協だより等を通じて住民への啓発・広報に努めます。

2. 成年後見制度の利用支援

■ 市の取り組み ■

- 判断能力が不十分な住民が、日常生活上や福祉サービスを利用する場合に不利益を受けることがないように、成年後見制度の周知活動に努めます。また、成年後見制度利用支援事業についても周知を行い、必要な人が利用できるように図ります。

■ 社協の取り組み ■

- 成年後見制度についての啓発広報を行い、権利擁護の意識向上を図ります。

3. 財産管理等の支援

■ 市の取り組み ■

- 社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や金銭管理といった財産管理等について、事業の周知に努めるとともに連携を取り、必要としている人をつないでいくように図ります。

■ 社協の取り組み ■

- 認知症や知的障がい等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る「日常生活自立支援事業」について、事業の周知広報及び実施体制の充実を図ります。
- 判断能力が低下した住民や日常生活に不安を抱えている方等が安心して在宅生活が継続できるよう「金銭管理サポート事業」による支援を行います。
- 制度の利活用を支援する「支援員」の養成に努めます。

4. 虐待防止に係る啓発・ネットワークの充実

■ 市の取り組み ■

- 高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。
- 「要保護児童等対策地域協議会」や「高齢者虐待防止ネットワーク」での関係機関と一層密接に連携し、虐待の防止や虐待への迅速かつ的確な対応を組織的に行っていきます。

5. 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援

■ 市の取り組み ■

- 高齢者または障がい者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供するなど、地域での生活を可能とするための社会復帰支援について、関係機関と連携・協議を行いながら努めていきます。

2-5 移動手段、移動支援の充実

1. 市内線バスの実施（Nバス）

■ 市の取り組み ■

- 南城市地域公共交通再編実施計画に基づき、令和元年10月から南城市公共交通再編を実施しており、新たに市内線バス（Nバス）を運行することで、市内移動の利便性向上を図るとともに、市外への移動をスムーズにしていきます。また、全ての路線バスが市役所バス停に乗り入れられるよう各バス会社と調整を続けます。

2. 南城市内デマンドバスの実施（おでかけなんじい）

■ 市の取り組み ■

- 予約型乗合バス デマンド交通「おでかけなんじい」の運行を引き続き行い、交通弱者の市内移動を支援します。

3. 移動支援に関するサービスの充実等

■ 市の取り組み ■

- 移動に関する各種福祉サービス等の実施を通じ、移動に困難のある住民の支援に努めます。
- 歩道の確保を含め、安全で利便性の高い道路環境の整備を推進します。

基本目標3 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる

3-1 地域の支え合い・つながりづくりの推進

1. 支え合いネットワークの推進

■ 市の取り組み ■

①地域福祉の仕組みづくり

○地域の課題やその対応策等について住民が話し合い、解決に向けて行動していくために、地域課題への対応に取り組む「地域福祉の仕組みづくり」を推進します。推進にあたっては、各字・自治会における小地域での課題解決にむけた情報共有や支援を積極的に行い、互助の輪が根付き広がっていくように努めます。また課題に応じて、介護保険関連の「生活支援体制整備事業」中学校区単位の協議体（第2層）や、広域的な取組みが求められることについては、市全域の第1層協議体へつなげ、地域課題解決に向けた体制整備を図っていきます。

②地域支え合い支援事業の充実

○自治会、民生委員・児童委員並びに関係機関と連携し、年齢や家族構成に関係なく、地域の中の「気になる人や世帯」である要支援者を、地域で見守っていく「地域支え合い支援事業」の推進と強化を図ります。

○事業の利用者増加に向けて、地域支え合い支援事業の周知を強化に努めます。

■ 社協の取り組み ■

①地域福祉の仕組みづくり

○地域の課題やその対応策等について住民が話し合い、解決に向けて行動していくために市と連携し、課題対応に取り組む「地域福祉の仕組みづくり」を推進します。推進にあたっては、各字・自治会における小地域での課題解決にむけた情報共有や支援を積極的に行い、互助の輪が根付き広がっていくように努めます。また課題に応じて、介護保険関連の「生活支援体制整備事業」中学校区単位の協議体（第2層）や、さらに、広域的な取組みが求められることについては、市全域の第1層協議体へつなげ、地域課題解決に向けた体制整備を図っていきます。

②地域支え合い支援事業の充実

○地域の福祉力を高めていくため、地域で実施されている「地域支え合い支援事業」をさらに促進するとともに、未実施地域における活動組織の立ち上げ支援に取り組みます。

○自治会や民生委員・児童委員がともに連携して、地域での支え合いが推進できるよう、意見・情報交換の機会を設けます。

2. 自治会の活性化支援

■ 市の取り組み ■

①自治会組織の支援

- 自治会の加入促進については、自治会と連携し、加入のメリットや自治会活動内容並びに加入方法等について、市の窓口やパンフレット、インターネットなどを活用した広報・啓発活動に努めます。未加入世帯はアパートや若い世代で多くなっていることからこれらの世代の加入促進対策を検討します。
- 各自治会と連携し、自治会活動等の地域福祉の事例紹介を行います。

②リーダーの育成支援

- 自治会長の視察研修などにより資質向上を図り、自治会運営、行事開催などにおける取り組みの強化を支援します。
- 自治会等、新しくリーダーになる方への初期支援を図ります。

■ 社協の取り組み ■

①自治会組織の支援

- 自治会の地域活動に関する取り組みに助成する「フックン・シーちゃん地域福祉活動助成事業」を今後も継続し、小地域での地域課題解決や福祉の向上のための活動を支援します。

②リーダーの育成支援

- 地域福祉コーディネーターによる自治会活動への支援、他地域の実践の紹介や活動へのアドバイスを行い、講話の機会を設けるなど、市と連携しながらリーダーの育成支援に努めます。



3. 民生委員・児童委員の確保・資質向上、活動支援

■ 市の取り組み ■

① 民生委員・児童委員の確保（周知など）

○ 民生委員・児童委員協議会、自治会長、社会福祉協議会との連携により定数確保に向けた取り組みを行います。

② 民生委員・児童委員の育成、資質向上

○ 民生委員・児童委員の資質の向上を図るための講習会、研修会への支援を行います。

③ 民生委員・児童委員の活動支援

○ 民生委員・児童委員が主体的に取り組む地域活動への支援について、社会福祉協議会と連携しながら進めます。

○ 民生委員・児童委員の活動内容等について広く周知活動を行います。

○ 民生委員・児童委員の活動に必要な情報を個人情報に配慮しつつ提供できるよう努めます。

○ 民生委員・児童委員の定数確保に向けた取り組みの支援を図りながら、活動の負担軽減に努めます。

■ 社協の取り組み ■

① 民生委員・児童委員の確保（周知など）

○ 社協だより等を活用し、民生委員・児童委員の役割、活動内容に対する周知活動を行います。また、「民生委員・児童委員の日」活動強化週間等における周知広報を行います。

○ 関係機関と連携し、民生委員・児童委員活動に対する情報提供体制の充実に努めます。

② 民生委員・児童委員の育成、資質向上

○ 民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、関係機関が開催する県内外の研修会への参加機会の確保を側面から支援します。

③ 民生委員・児童委員の活動支援

○ 民生委員・児童委員の事務局機能を担い、民生委員・児童委員への助言や活動への協力を行います。

○ 社協だより等を活用し、民生委員・児童委員の役割、活動内容に対する周知活動を行います。

○ 民生委員・児童委員の定数確保に向けた取り組みの支援を図りながら、活動の負担軽減に努めます。

4. 様々な団体とのつながり強化

■ 市の取り組み ■

①福祉関係機関・団体等との連携強化への取り組み

- 市内の福祉関連施設や関係組織・団体との連携により、情報共有及び一体的な地域活動の実施や支え合いの体制整備が進められるように図ります。
- 福祉関係団体への活動補助等を通して、組織・運営の強化を促進するとともに、関係団体等の横断的なネットワークを構築します。

②当事者・福祉関係団体の自主的な福祉活動支援

- 当事者主体の福祉活動を促進するためにリーダーや中核となる人材の育成を図り、当事者団体等の運営支援に努めます。

③地域団体(子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等)主体の福祉活動への支援

- 各地域団体が独自に取り組む地域活動に対する支援を行います。
- 豊富な経験・知識・技術を持つ人材の発掘とリーダーの育成を支援し、福祉活動や地域のコミュニティを支える「ひと」づくりを進めます。
- 地域主体の活動を支援するために、自治会等、地域団体の活動の活性化を図ります。

④市内企業への参加促進

- 企業(事業所)・団体と連携した福祉活動を展開する取り組みを実施または支援します。(電気設備無料点検、水回り点検の無料実施 など)

⑤市内社会福祉法人の地域貢献活動の促進

- 市内の企業や社会福祉法人も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を促します。
- 市内企業や社会福祉法人が行っている地域福祉活動を広報紙などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。

■ 社協の取り組み ■

①福祉関係機関・団体等との連携強化への取り組み

- 市内の福祉関連施設や関係組織・団体との連携により、情報共有及び一体的な地域活動の実施や支え合いの体制整備が進められるように、関係機関との調整、情報交換の場の創設に取り組みます。

②当事者・福祉関係団体の自主的な福祉活動支援

- 様々な福祉ニーズを抱える当事者やその家族等による自主的な福祉活動を積極的に支援するとともに、その団体運営の支援等に努めます。
- 市と連携して、地域福祉の担い手となる地域福祉人材の発掘とその支援に努めます。

③地域団体(子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等)主体の福祉活動への支援

○各地域団体が独自に取り組む福祉活動に対する支援を行います。

④市内企業への参加促進

○地域の課題や対応について、地域とともに市内の企業(事業所)と連携した福祉活動の関わりを進めていきます。

⑤市内社会福祉法人の地域貢献活動の促進

○改正社会福祉法に伴って義務化された社会福祉法人の地域における公益的事業の実践を広め、地域福祉への貢献を図るために、南城市社会福祉関係機関・団体連絡会を開催し、社会福祉協議会が市内の社会福祉法人のまとめ役となり、地域貢献への参加について、各法人へ適切な情報提供を行い、事業展開への連携や支援を行います。

5. 地域福祉のコーディネート機能の強化

■ 市の取り組み ■

①地域福祉のコーディネート機能の充実

- 社会福祉協議会や関係する支援機関、団体との連携を深めつつ、個別ニーズに対する支え合いの取り組みと公的サービスの組み合わせにより、適切な支援につなぐコーディネート機能を高める環境づくりを強化します。
- 困難事例等への対応を強化するため、庁内外の相談員等の情報交換や連携を図ることができるネットワークの強化を図ります。

②ソーシャルワークの担い手の育成

- 地域づくりを進めるキーパーソンやコミュニティ・ソーシャル・ワークの技術を習得した職員等の育成などを含め、人材の育成支援に取り組みます。
- 中学校圏域ごとの地域福祉コーディネーター、社会福祉法人、医療機関並びに民生委員・児童委員との連携を図ることにより、身近な地域で問題を解決する体制づくりを進めます。

③地域福祉コーディネーターの活動との連携

- 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携した地域福祉活動の推進を図ります。

■ 社協の取り組み ■

①地域福祉のコーディネート機能の充実

- 市と連携し、公的制度では対応しがたい相談ニーズを拾い上げ、適切なサービスや福祉活動につなぐ総合コーディネート機能の強化に向けた取り組みに努めます。

②地域福祉コーディネーターの活動との連携

- 地域福祉推進のためのネットワークづくりに向け、アウトリーチ型・積極的な関わりを重視し、中学校圏域ごとに地域福祉コーディネーターを配置し、住民はじめ企業(事業所)等を巻き込んだ地域福祉活動を展開します。

3-2 安心・安全な地域づくり

1. 防犯・事故防止対策の推進

■ 市の取り組み ■

①地域と一体となった防犯体制の充実・強化

- 自治会等の自主防災組織体制の強化や協働による防犯パトロールの実施など、地域の主体的な防犯活動に対する取り組みを支援していきます。
- 警察や関係機関と連携し、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、子ども110番の家や防犯灯の設置、振り込め詐欺や悪徳商法に対する啓発活動を推進する等、犯罪等の未然防止対策に取り組めます。

②「社会を明るくする運動」の取り組みへの協力

- 犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とする「社会を明るくする運動」に協力し、犯罪のない安全な地域づくりを推進します。

■ 社協の取り組み ■

①地域と一体となった防犯体制の充実・強化

- 住民の生活が安心、安全なものとなるよう、住民一人ひとりが社会との関わりを持ち、相互に支え合う意識の高揚に向けた取り組みを進めます。
- 介護予防事業を通して、事件・事故の未然防止のための注意喚起を定期的に行います。

2. 防災対策の推進

■ 市の取り組み ■

①自主防災組織の設置支援

- 地域の防災組織である「自主防災組織」の結成を促進するとともに、自主防災組織の強化のため、人材育成や食糧備蓄の充実を支援します。

②避難行動要支援者の把握

- 自治会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員及び関係機関との連携により、災害時に支援を必要とする要援護者の把握体制の強化に努めます。
- 多様な地域福祉情報を盛り込んだ自治会ごとの「地域支え合いマップ」の作成に関する情報提供や共有化に対する仕組みづくりを推進します。
- 登録者数が少ないため、対象者へチラシ配布等を行い、事業の周知に努めます。

③避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の策定検討

- 要援護者に対する具体的な支援の在り方を示した「避難行動要支援者避難支援プラン」(個別計画)の策定を検討するとともに、地域における要援護者の避難誘導支援体制の確立に努めます。

■ 社協の取り組み ■

①避難行動要支援者の把握

- 民生委員・児童委員の「災害時一人も見逃さない運動」や関係機関等と連携し、要援護者の把握に努めます。
- 自治会、民生委員・児童委員並びに関係機関と連携し、多様な情報を盛り込んだ「地域支え合いマップ」の作成と内容の充実を図ります。
- 「災害時対応マニュアル」を作成するとともに、行政実施の『防災訓練』に参加する際、「災害ボランティアセンター」の設置訓練も実施し、万が一の事態への対応訓練を行います。

②避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の策定検討

- 襲来が予想される災害で、事前に自力での避難が困難な避難行動要支援者に対して、個別計画を策定し、関係機関と連携した避難支援を行う体制づくりに努めます。

